

審 議 結 果

次の審議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和7年8月28日（木）10時から12時

開催場所

県庁西庁舎7階 702会議室

出席者

いそもと 桂太郎	神奈川県議会議員【委員長】
岸 真介	神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長
佐藤 大輔	神奈川県社会福祉協議会施設部会
関守 麻紀子	神奈川県弁護士会弁護士
小川 雅嗣	神奈川県公立中学校長会副会長
渡邊 一弘	専修大学教授【部会長】

審議経過

（渡邊部会長）

それではここからは私の方で会議を進めていきたいと思います。本日の出席委員は私を含めまして6名であり、児童福祉審議会の規則の定めるところの定足数を満たしております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

現在の傍聴者は3名です。傍聴定員の5名に達していないので、全員を傍聴者として許可したいと思います。「神奈川県児童福祉審議会の会議傍聴要領」第7条より、傍聴者の方々は会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはなりません。ただし、事前に部会長の許可を得た場合は、この限りではございませんので、よろしくお願いいたします。

会議の公開についてですが、本会議は神奈川県情報公開条例及び、それに付帯する県の要請に基づき、県の情報公開条例第五条各号が非公開情報と規定している個人情報に該当するような事項について審議するような場合、及び、審議会を公開することにより審議会の公正・円滑な運営に支障が生じる場合を除いて、公開するという事となっております。

本部会においては、優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部分につきましては、非公開とする整理を行っておりますが、本日は非公開となる内容の議題は予定されておりませんので、会議全体が公開の対象となります。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の内容につきましては、お手元の次第にございますように、まずは、お手元の次第にございますように、協議事項「有害興行の指定について」のご説明をさせていただきます。また、報告事項として、「前年度立入調査実績等」を予定しています。

その後、上野院長から「少年の立ち直り支援の現場から～近年の少年非行の傾向とその背景について～」を、ご講演いただきます。これから12時まで、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力を、よろしくお願いします。

それでは資料1「有害興行の指定について」、事務局から説明します。

（「資料1」により事務局から説明）

（渡邊部会長）

ただいま、事務局から有害興行の指定について、ご説明がございました。この内容について、ご質問等ございますか。

（各委員）

質問等なし

（渡邊部会長）

それでは、事務局から説明のあったとおり、令和7年2月から8月までに県が指定を行った23作品の有害指定については、当部会としても了承することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし

（渡邊部会長）

ありがとうございました。それでは、次に報告事項に移ります。資料2「前年度立入調査実績等」について、事務局から説明をお願いします。

（「資料2」により事務局から説明）

（渡邊部会長）

この報告事項について、ご質問等ございますか。

（各委員）

質問等なし

（渡邊部会長）

ありがとうございました。それでは、上野院長のご講演に移ります。

上野院長につきましては、法務省に入省後、法務省矯正研修所の教官、また、帯広や盛岡等の各少年院の院長を歴任した後に、仙台矯正管区第三部長、その後、こども家庭庁に出向され、支援局でこども若者支援の担当などの要職に就かれた後に、現在、久里浜少年院の院長を務められておられます。

神奈川県でも青少年、若者による重大な犯罪、非行等が報道されており、その向き合いについてはかなり難しい対応に迫られている、改めて青少年の健全育成に大きな課題が突き付けられているところでございまして、そのような問題と向き合うにあたりまして、上野院長には少年院で非行を行った少年と毎日接しているなかで、少年の立ち直り、非行の背景などどのような問題があるとお考えなのか、少年院の立場から今日はお話をお聞かせいただける大変貴重な機会をいた

だけました。上野院長には、ご講演を引き受けていただき大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

講演「少年の立ち直り支援の現場から～近年の少年非行の傾向とその背景について～」

久里浜少年院長の上野です。本日はよろしくお願いいたします。本日は神奈川県児童福祉審議会社会環境部会でお話させていただきますこと、たいへん光栄であります。

私は、この世界に入りまして、30年が過ぎております。振り返りますと、あっという間のことでありまして、今まで何してきたのだろうというところもありますが、30年間、少年矯正行政に携わってきた経験や知見、それから先ほど、渡邊先生の方からご紹介ありましたとおり、令和5年、令和6年に、こども家庭庁に出向しました経験を踏まえまして、非行を含む様々な困難を有する若者支援等々についてお話しさせていただきます。具体的には前半で、最近の少年院在院者の特性とか、少年院の対応とか、そして、その限界等に触れさせていただいて、後半の方で、非行等が困難と地続きの関係にあると思っていますので、その困難を抜本的に解消または縮小化していくためには若者特有の支援が必要であるというような意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

スライド1です。少年院の概要について、説明させていただきます。少年院は一体何かということですが、主として家庭裁判所において少年院送致決定があった少年（20歳未満の者）を収容し、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的として、矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行う、法務省所管の施設です。全国43庁ありまして、うち分庁が6庁、女子少年院が9庁あります。矯正教育、社会復帰支援については右上の方に記載しております。矯正教育には、生活指導等の5領域があり、それを適切に組み合わせて、体系的かつ組織的に実施することとなっております。そのために在院者一人一人に、個別担任が付きまして、A3判の用紙に、目指すべき目標、内容、方法、留意点等が記載されている、個人別矯正教育計画を策定します。また、社会復帰支援というのは、出院後のための支援でありまして、福祉、医療、就学、就労等々の支援を行っております。右下です。少年院に収容される期間はどのくらいかということですが、家庭裁判所の勧告がない限り、概ね11か月程度です。ただ、刑務所のように刑期がありませんので、11か月経ったら出院できるというものではありません。少年院では、処遇の段階という進級制度がありまして、3級、2級、1級と改善の度合いを進め、1級の段階となり、引受人と帰住地が確定し、社会の中で保護観察を受けながら生活できる程度にならないと出院できないということになっております。

スライド2です。データ統計に見る、最近の少年院在院者の特性について概観します。まず、右下の非行の傾向です。非行名別構成比では、男女とも詐欺が増えています。詐欺の内容は、無銭飲食等ではなく、今は、ほとんど特殊詐欺です。ちなみに令和5年の新収容人員1,632人のうち、上から多い非行を挙げると、1番は窃盗で、その次が傷害、その次が詐欺となっております。

次に、非行の形態ですけれども、単独犯が多くなっております。つまり、非行を行うにも仲間関係を結べない傾向があるということです。単独犯が増えていることは、非行の全体数が減少している原因の一つなのではないかといわれています。特殊詐欺、闇バイトは、多数の共犯者がいる非行ですが、その共犯者同士の人間関係が非常に希薄であるといわれています。先日、（闇バイトや特殊詐欺と違いますが）千葉県の方で、暴走行為を行った70人くらいの少年が検挙されたというニュースが流れていました。その中で、そのうちの1人の少年が言っていたのですけれども、「誘ってくれた友人以外は、他の人は皆知らない人だった。」とっていました。

次に、スライドの上の方へいきます。一番上、在院者の被虐待歴、小児期逆境体験をした者の

割合ですが、これも非常に増えています。ただ、これは、新収容時に、親族等から虐待されたことがあるという（少年鑑別所が作成した鑑別結果通知書等に）申送りがある、カウントされているものですが、在院中に、親に虐待されていたと告白することもありますし、本人は虐待ではないと思っている者もいますので、被虐待歴がある者はもっとたくさんいると思います。また、少年院在院者の中には被虐待歴がある者が多くいることは、マスコミ報道等でも、世の中の人に知られているところであり、過去に被虐待歴があって、非行に走ったみたいなのが報道されていますが、それは、非行のある少年に対するある種同情を買うようなところがありますが、そうではなく、一番の問題は被虐待歴等があると、少年自身の自己肯定感が非常に低くなり、何をやっても自信がなく、生きる意欲がない等の原因となり、非行含むさまざまな困難として表出することが問題であり、そこまでしっかりと世の中に伝わっているのか疑問に思っています。

次に、在院者の中で、発達上の課題、いわゆる発達障害を有する者が非常に増えています。診断がついてなくても、発達障害の傾向があるというような、対人コミュニケーションがなかなか取れないような、そういう傾向のある者は非常に増えていると肌感覚で感じています。当院の医務課長が、当院在院者について調べたところ、当院在院者の9割が、何らかの発達障害等の傾向があると言っていました。

次に、在院者の教育程度ですけれども、以前は、中学卒業が多かったのですが、今は高校中退、高校卒業等、高校までは行ったことがあるという者が非常に増えています。この背景には、高校全入時代とか、大学全入時代といわれているように、スルスルと何となく高校までは進学できてしまったものの、本人には学習障害等の発達上の課題があり、小学校3年ぐらいから全く勉強が理解できておらず、それまでは何とか誤魔化し、誤魔化しやってきたが、いよいよ高校では勉強も難しくなり、誤魔化し切れなくなって、中退してしまう者が増えているということを聞いたことがあります。令和5年、新収容1,632人のうち、高校在学、中退、卒業者は約7割を占めており、これも、そうした社会の情勢みたいなものが影響しているのだろーと思います。

在院者の引受人の状況ですけれども、かつては、実父母が多かったのですが、最近は実母のみの割合が増えています。これも、世の中には、ひとり親家庭が増えているというようなことが言われていますので、こういったものが影響しているのだろーと思います。

次に、スライド3です。こういった少年在院者の特性に対し、少年院がどのような対応をしているのか、そして、その限界はどのようなことがあるのかということについてお話しします。まず、スライドの右下です。非行性の解消ということでは、特定生活指導を行っております。この指導のうち、特に、性非行防止、暴力防止、薬物使用防止指導が当たりますが、これらの指導は、全国統一化されたプログラムです。また、最近の傾向としては、特殊詐欺が増えておりますので、特殊詐欺防止指導を実施し、また、大麻使用歴のある者も非常に増えておりますので、大麻に関する指導教材を開発して対応しております。

大麻使用歴のある者が増えていると言いましたが、スライドの非行の傾向の一番下、特別法犯の検挙率の推移を見ると、大麻取締法違反も非常に増えています。本件非行が大麻取締法違反でなくても、在院者のうち、大麻使用歴ある者が増えています。当院在院者のうち、その約7割が使用したことがあるということです。こういったときに使うのかと聞きますと、クラブに行くとか、何か友達と遊んでいるときに使うということです。今1グラム当たり5,000円ぐらいで買えるということです。5,000円ぐらいのものは、質が良い方であるということです。もう少し地方にいくと安くなって、3,000円で買えたり1,000円で買えたりするとも聞いております。当院在院者は依存している者は多くはないのですが、やはり大麻を介して半グレ集団とか、暴力団に繋がるということを非常に気にしています。大麻使用が解禁されている国もあると聞きますが、ある在院者は、大麻を吸うと、一時的に記憶がなくなるなんていう者もいますので、まだまだ、その効用等が十分に解明されていない薬物であり、危険もあるということです。覚せい剤等を含む違法薬物については、「ダメ。ゼッタイ。」というポスターが貼ってあり、こういったものは役に

立たないという人もいますが、違法薬物に依存している者には役に立たないかもしれませんが、まだ、使用していない学生等には有効だと思っておりますので、言い続けるしかないと思っております。

では、被虐待歴がある在院者については、どういう対応しているのかということですが、被虐待歴のある者は、自己肯定感が低く、何をするにも自信がなく、常に大人の顔色をうかがうとか、すぐにいじけて投げ出してしまう傾向があります。また、大人への不信感が非常に強いという傾向があります。よって、大人はうるさいことを言うだけの存在と思っており、とにかく黙って従っていればいだろうというような在院者もいます。これでは社会に帰ったときに、適切な判断や決定ができませんし、自ら進んで行動することもできませんので、たちまち悪い人たちに取り込まれてしまうということになります。この後、この講演の後半部分でお話しします、困難を有する若者も、やはり、被虐待歴があることが支援団体のヒアリングから分かっておりますので、おそらく根っ子は同じなのだと思います。ただ、その表出の仕方が違うのだと思います。少年院在院者の場合は、自己肯定感が低い、大人の顔色を伺ったり、すぐいじける等の傾向のほかに、発達上の課題等と相まって、暴力に訴える、ルールを破る、他の者とトラブルを起こすというような、そういう表出の仕方をしています。自己肯定感が低いために、それをカバーするために、タトゥーや刺青を入れるというような者も増えており、大麻を吸うとか、不良顕示的な態度をとるといったこともあるでしょう。

一方、社会にいる困難を有する若者たち、どちらかというとか家に引きこもってしまう、対人関係に不安を感じて就労ができない等として表出するところが違うのだと思います。

少年院職員は、自己肯定感が低い在院者に対して、どう接しているかという、基本的には次のように接しています。ここに書いてありますとおり、2つ目の矢印のところですが、まずは在院者を一人の人格を持ったものとして認めます。そしてじっくり話や意見を聞く。その上で、在院者にとって最善とされる或いは一歩踏み出すことができるような選択肢を複数提示して、在院者自身が自らそれを選択できるように導いていく。こういった営みを日々繰り返しているのが少年院職員です。「いいから俺（職員）が言うとおりにやれ。」ということはやっていなくて、どんな悪いことしてきたとしても、まずは一人の人格をもった者として正面から認めて、いろいろな話を聞き、その中には適当なことと言う少年もたくさんいるのですが、聞くだけ聞いて、

「・・・そうですか、なるほどねえ、ただ先生はこう思うけどね。」と、「それについては、いろいろな選択肢があるけど、君はどう思うかなあ。」みたいな話をして、正しい情報を与えつつ、在院者自ら正しい選択肢を選ぶように導いている。こういうことを日々行っているのが少年院ということです。在院者に小さな自己決定を積み重ねさせて、自分にもできるかもしれない、一歩踏み出そうと思わせる、そういうのを繰り返して、自己肯定感を高めていっているというのが、少年院の基本的な対応ということになります。

2つ目の発達上の課題を有する者への対応です。少年院というのは、昔から発達上の課題を有する者に対する研究が進んでおりまして、発達上の課題を有する者に対する処遇プログラム実践ガイドラインとか、あるいは発達障害を有する者への研究結果というのを活用して、処遇に当たっております。時には医師に相談しまして、必要な投薬を行うというのも大事だと思っております。このガイドラインなのですが、公表されているものではないですけど、やはりそこにも接し方の基本的な姿勢として、何が大切かということが書いてあります。少しだけ紹介しますと、まず、①本人の話を聞く、②安心安全な環境を作る、③専門的な知識を身につける、ASDはコミュニケーションに困難があり、こだわりがあると、ADHDは不注意多動性があり、衝動性があると、この程度のレベルですけれども、そうした知識をもって接しなさいとなっております。また、④ストレングスモデルに基づく指導、つまり褒めることが大事であり、スモールステップで進めていきなさいとなっております。そして、⑤社会復帰支援を見据えた支援を行いなさいと、学校で言えば、学校の卒業後のところを見据えて、そういった指導をしていきなさいという

基本姿勢が、このガイドラインには記載されております。

3つ目の教育程度の状況の対応ですけれども、高校まで進学したものが多いのですが、実際は、基礎学力がありません。これについては、教科指導とか学習支援による学び直しを行っています。また、高校卒業程度認定試験が、試験会場に行かなくても、少年院の中で受験できるということになりましたので、これを受験する等して対応しています。当院在院者の新収容者は、18、19歳がほとんどであり、出院後は就労しかないだろうという感じなのですが、当院在院者には、高卒認定試験を受ける方が結構多くいます。これは、なぜかという、1つには、少年院への入院が2回目、3回目のものがたくさんいますので、前の少年院で、高卒認定試験の勉強や受験を始めて、あと1科目で全部合格とか、あと3科目で全部合格等という者もいて、今回当院に収容されたので、残りの科目を受けて全部合格しようとする者がいたり、前回少年院を出たときに、就職して社会に出てみたものの、やはり高卒程度の学歴は必要だと痛感したことから、高校卒業程度認定試験を受験し、出院後、大学や専門学校に進学しようと考えている者もおりますので、出院後は、必ずしも就職するという者ばかりではないということです。

下の方、引受人の状況です。保護者の中には、少年に対する監護能力が十分と言えない方とか、親子関係が相当こじれていることもありますので、これには、「保護者等への協力の求め」があります。少年院の行事に参加してもらったり、保護者面談みたいなことやって、そこで監護責任を自覚させたり、親子関係の調整をしたりすることがあります。また、保護者が引き受けない、「もう、この子には散々迷惑かけられたので、もう引き受けません。」という保護者等もいます。その場合どうするのかという、住み込みの就労先みたいのを探して、そこにつなげるようなことをしています。

こうした対応に対する限界です。赤字で小さく書いてあるのですが、少年院在院中にできることは、何でもするのですが、少年院の外に出してしまうと、我々は、なかなか少年に関わることはできません。先の説明にありましたとおり、出院後、保護者が引き受けないというケースが増えているとともに、仮に保護者のもとに帰住させるとしても、監護教育の責任ある保護者自身も日々もう生きるのに精一杯、他の家族の面倒でもう手一杯という保護者もいますし、保護者自身も、何らかの障害を持っているという方もいます。当院では、外国人の在院者も収容していますが、そうした在院者の保護者の中には、日本語がしゃべれないので、こどもである在院者の方がしゃべれる、つまり、こどもである在院者が保護者の通訳代わりをしている。いわゆるヤングケアラーですね、こうした者もいます。また、社会復帰支援のスキームを使って学校に復学させたり、進学させたりすることもあるのですが、学校の先生方も事務増加とか、保護者対応で忙しくて、生徒1人に割く時間がないため、生徒に寄り添って、伴走するということはなかなか難しいと聞いております。

つまり、何が言いたいかというと、家庭、学校の包摂力というのが非常に低下しているということです。出院した少年を含め若者をめぐる社会的脆弱性が高まっているということです。家庭がダメ、学校がダメなのであれば、やはり地域で支えるしかないということになりそうですが、例えば、少年出院者を進んで引き受ける会社というのも非常に増えていますが、やはり企業というのは合理性と採算性を重視しますので、少年院のようなきめ細かい指導を期待することはできませんし、会社の設備を壊して、資産を食いつぶすような少年を我慢して根気強く面倒を見るまでの覚悟のある会社というのは、そう多くないと思います。また、地域の中で、その少年とか若者を支援する団体というのは、圧倒的に少ないという現状があります。こういった限界があります。

少年院在院者も社会に出れば、1人の若者です。在院者一人一人に作成された少年簿を見れば、被虐待歴、発達上の課題だけではなくて、貧困、依存、いじめられ経験等、いろいろな困難を抱えているということが明らかになっています。また、一方、後で少しお話ししますが、こども家庭庁において実施した調査研究、スライド7の※に書いてありますけれども、これを見

ると、これらの困難というのは、生きづらさを抱える現在の若者にも見られることが分かります。

とはいえ、世の中には非行を行ったのは自己責任だろう、少年院在院者と社会にいる困難を有する一般の若者を一緒にするなという声もあるのだろうと思っています。ただ、やはり初めから、非行を行うために生まれてきた者はいませんし、また、生育過程の中で、本来ならば与えられるものを与えられず、支援を受けられずに育って、それで様々な困難を表出し、困難を抱えた中で、彼らが非行という行為を選択せざるをえなかったのであれば、それは、もはや自己責任とは言えないのではないかと思います。非行の背景にある、また地続きにある困難は、非行に至る前に、本来ならば、国や自治体が積極的にサービスを乗り出して解決すべきものであったはずです。非行を「自己責任」とし、非行を若者が有する困難と切り離すことは、若者が有する困難の深刻さを軽視、矮小化して、国や自治体の重要な課題から目を背けることになるのではないかと思います。最近のニュース報道、被虐待経験、発達上の課題等から、会社や学校で孤立して、親にも頼れず、困窮した結果、闇バイトに手を染めたり、特殊詐欺をしたりするケースが増えているということは明らかです。国や自治体が本腰を入れて、困難を有する若者支援を充実させる必要があるのではないかと考えます。

以下、ここから後半に入るのですけれども、こども家庭庁で困難を有する若者支援ということを担当していた経験と、こども家庭庁で行った調査研究の結果を踏まえまして、非行を含む、困難を有する若者の支援方策の1つとして、困難を有する若者特有の支援、その在り方についてお話ししたいと思います。

スライド5に進みます。国が何か企画して行う施策は、自治体を通じて行われるのですが、その際には手足となって動ける機関があると、国の施策を地域の隅々まで届けることができます。困難を有する若者支援に関して言えば、その機関となりうるのが、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）13条に根拠がある子ども・若者総合相談センターです。同センターは、こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他必要な情報の提供、助言を行う拠点とされています。私個人的には、困難を有する若者支援というのは、子ども・若者総合相談センターを中心に展開されるべきではないかと思います。

スライド6です。ところが、子ども・若者総合相談センターを設置している自治体というのは、1,741自治体のうち122自治体しかありません。ちなみに神奈川県は県にセンターが1つあるだけです。なぜ、このセンターの設置が全国的に進まないのかということですが、理由は様々です。例えば、予算措置がなされていないということ等があります。その他ですけれども、これ私自身が思うのですが、国が、支援を必要とする若者とはどのような若者かとか、どのような若者支援が必要なのかということを確認してこなかったことに原因の一端があるではないかと思っています。こうしたことから自治体も、どの部署が担当するのか判断できなくて、同センターの設置に二の足を踏んでいるのではないかと思います。

スライド7です。支援の対象とする若者、困難を有する若者とはどういったものなのかということですが、若者とは、どういった時期にあるものであつて、どういった最近の特徴があるのかということと、併せて考える必要があるのではないかと思います。若者の置かれた時期というのは、社会的自立に向けた重要な移行期であると同時に、支援の途切れやすさや家庭環境の格差によって、多様な困難を抱えやすい時期と言われています。また、最近の若者の特徴、なかなか捉えにくいですが、我が国特有の家族関係や、親との相互依存の関係に縛られて、自立しようとしても、離家する、つまり、家から離れることですが、それが難しいという特徴があります。また、移行期に至るまでに、被虐待歴とか、発達上の課題があるということから、移行に必要な十分な能力が備わっていないというようなことがあります。それから学校や家庭の包摂力が低下していて、社会的脆弱性がますます高まっているということが挙げられるのではないかと思います。

これらを踏まえ、こども家庭庁における調査研究の結果等から、困難を有する若者像としては、①生きる意欲がなく又は乏しいこと、②発達上の課題を有しているものが多いこと、③18歳の壁があること、④複合的な困難、困難は一つだけではなくて、複合的に困難を持っている者が多いこと等ではないかと思われます。

スライド8です。支援の対象である若者に対して公的機関である国や自治体が支援という名で介入していくわけですから、やはりそこには行き過ぎた介入となる可能性もありますので、どこまで介入すべきなのかというのも、明らかにしておくべきではないかと思っています。これは行政評価との関係もあります。そこで支援の目指すべき若者の状態像、「若者像」としないのは、「若者像」と言ってしまうと、何か一定の型に当てはめてしまうというように誤解されることがあるので、「若者の状態像」としていました。スライド7にありますように、調査研究の困難を有する若者の実態から、いわゆる一般就労をすることは難しく、経済的ないし精神的自立もかなり難しいということは判明していますので、やはり国や自治体ができるべき、若者の目指すべき状態像としては、ここに書いてありますとおり、「若者自身により、又は周囲の支援を受けながら、若者自身の有する課題を解消または縮小化して、1人以上の他者との繋がりを持ちながら、その人らしく、地域に溶け込んで暮らすことができる状態」、こういったところではないかと考えております。一般就労できるとか、高い給料をもらうとか、親から離れて完全に独立するとか、そこまでやることは非常に難しいですし、そこまでやる必要はないと思います。これについての説明はスライドに書いてありますので、ここでは、割愛させていただきます。

スライド9です。しかし、支援を必要とする若者像とか、目指すべき若者の状態像を、いくら明らかにしても、こども期や大人期の支援を借りて対応すればいいのではないかと、若者期特有の支援が必要であるということ、引いては、その支援を実践する拠点となる子ども・若者総合相談センターの設置が必要ということにはなりません。そこで、“困難を有する若者特有の支援”というものについて考える必要があるのではないかと思います。困難を有する若者特有の支援ということについては、国が明確にこれまで定義したものは実際見当たりませんでした。また、有識者の先生方の見解や意見を聞いてみると、こんな見解や意見がありました。そこに書いてありますように、若者期はいわゆる大人期なのです。そこで、我が国には、若者期特有の支援は皆無であって、若者期の支援とは、大人期に用意される支援の活用であるという見解であるとか、若者支援とは、いわゆる移行期支援なのだという有識者もいました。ただ、いずれの見解も、こども期の支援を延長し、大人期の支援に手を伸ばせば済んでしまうのであって、それを若者特有の支援というまでには十分言い足りているとは言えないのではないかと思います。そこで、困難を有する若者特有支援があるのか、あるとすれば、どこにその独自性を見出すことができるのかについて考察することになります。

そもそも、一定の年齢層である若者に対し特別な取り扱いをしている国の制度、施策はあるのかというように考えたときに、それは、我が国の刑事（少年）司法制度に見出すことができるのではないかと思います。この刑事（少年）司法制度は、いわば、自己決定能力の形成の度合いを軸として、国家の介入の在り方を変えています。犯罪行為を行った者に対しての国の対応については、自己決定能力形成されている成人については、刑事処分、いわゆる刑罰を科しています。自己決定能力は未形成とされる少年については刑罰による対応では効果がないため、保護処分といわゆる教育処分を課すという、特別な対応をしています。そして、自己決定能力が未形成であれば、保護処分の執行の仕方にも工夫が必要ということになります。

もう1回しつこく説明しますと、年齢層で分けて対応している国の制度があるのかどうかと考えると、実はなかったのです。しかし、刑事司法制度とか少年司法制度を見ると、これは年齢層で取り扱いを分けている。大人は、自己決定能力が形成されていると擬制されているのです。刑事裁判において、例えば、拘禁刑3年と言いつ渡されたときに、俺のやったことは割に合わない、もうやめようとする。それは、自己決定能力が形成されており、合理的な考えができる

大人だからであって、再犯防止に効果があり（威嚇効果があり）、刑罰は有効とされているのです。ところが、自己決定能力が形成されていない少年は、そうした判断できない、仮に、外形的には主犯格の者のように振舞っていても、自分の意思や判断で非行したものではなく、周囲に流されるまま非行を行ったところもあるので、そういった者には、刑罰を幾ら科しても意味をなさない、効果がないことが刑事政策の歴史の中で分かっていますので、保護処分という特別な処分をするようになっている。これを参考にしてみようと考えました。

次です。自己決定能力が未形成であれば、その保護処分の執行の中での工夫が必要になります。なぜなら、仮に、その保護処分が少年院送致決定の場合は、少年院職員により、早急な価値観の押し付けが行われれば、適切な自己決定能力の形成はできないのは言うまでもなく、その目的である健全な育成も実現することができません。そこで、少年院の管理運営、少年院処遇を規律（きりつ）する法律である、少年院法（平成26年法律第58号）では、どのように定めているのかというと、同法15条に処遇の原則という規定がありまして、そこでは、“最善の利益を考慮した処遇を行わなければならない”と定められております。「最善の利益を考慮した処遇」というのは、スライド3でも、少し説明したのですけれども、少年を1人の人格を持った者として認め、十分に意見を聞き、最善と思われる選択肢を幾つも用意し、少年自身が自分で正しい選択し、導いていく、こういう営みをいうものです。少年院法では、少年院職員に対し、在院者が自己決定能力の未形成な者であるということを踏まえ、こうしたやり方をしなさいよということを定めております。

刑事（少年）司法制度と同様に、自己決定能力の形成の視点から若者支援というのを考えてみたらどうかと思っております。若者期というのは自己探求が深まり、自分の価値観や目標を見つける時期であって、自己決定能力は、アイデンティティの確立とともに強化される能力です。若者期にある者に対して、こども期のように、保護者等がこどもに選択の機会を提供し、サポートするような関わり方をすれば、過干渉・過保護となることもあり、当該若者の自己決定能力の適正な形成が妨げられる可能性があります。一方、大人期にある者は、法制上は自己決定能力の形成もしくは完成されている（実際には、自己決定能力が形成もしくは完成されていなくても、そのように擬制されている）となっておりますので、本人にとって利益であると思われても、かえって個人の尊厳を傷つけるということがあります。しかし、大人期にある若者も、大人の一人なんだということを理由として、何もしなければ、いつまでたっても自己決定能力が形成されないということになると思います。そうした意味でも、若者支援に当たるものは、こども期や大人期にあるものに対する支援とは異なり、その支援の仕方において、自己決定能力の適切な形成に配慮する工夫が求められていることになると思います。

ここまで話して何ですけれども、このことを某研究会で話したときに、“自己決定能力”と言い切ってもいいのかといわれたことがあります。私自身も、自己決定能力に代わる言葉が、何かいい言葉があれば、それに变えたいと思っているのですけれども、なかなかなくて、仮に自己決定能力という言葉を使っているところがあります。なので、私が使っている自己決定能力というのはスライドの12枚目の※に書いてあいますように、いわゆる“周囲の人たちによる（本人が必要とする）サポートを受けながら自分で決めたり、自分らしく行動できる能力”をイメージしていますので、ご承知おきください。一般的に、自己決定能力の形成といってしまうと、自己決定の結果に対する責任を引き受けること、いわゆる自己責任の引き受けが強調されるところですが、そうした能力とは若干違うということです。

スライド12です。こども家庭庁の調査研究の結果を踏まえ、若者支援の現場から、どういった困難を有する若者がいて、どういった支援が必要であると感じているのかということについて見ていきたいと思っております。若者支援団体に対するヒアリングでは、困難を有する若者の実態として、生きる意欲がなく、一般就労が難しいというような回答をいただいております。なぜ、生きる意欲がないのかということですが、（少年院在院者ほど苛烈な虐待は受けてないのかもしれない

ませんが) 何らかの虐待を受けている者がやはり多いのではないかと思います。例えば、教育熱心な親、教師や部活の顧問等から、過剰な期待を背負わされて、思い通りの結果が出ないと厳しく叱責されてきた、いわゆる教育虐待というようなものを受けて来たものも多いと聞いております。成績、受験、部活、就職、節目における失敗時の虐待経験から、何をやってもだめなんだとなって自己肯定感が低く、自分で考えてこれをやってみようとか、一歩踏み出してみるという意欲が非常に乏しいと聞いております。また、困難を有する若者というのは、これまで生きてきた中で愛された実感がなく、常に不安と恐怖と隣り合わせで、何か意見を言う立場にないと思いつている者も多いということも聞いております。

そこで、若者支援団体の支援者が、どのようなことをやっているかという、まずは、例えば、フットサル、ボードゲーム、筋トレ、釣り、オンラインゲーム、バンド活動、いわゆる若者の関心のある「遊び」みたいなものを通して、支援者との関わり、ただ一緒に寄り添って話を聞く、おしゃべりをするだけの時間を通じて、若者たちが、この人たちが頼っても良さそうだなと思わせるような関係性をつくるのが大事だと聞いております。そして、若者自身が、この人たちが頼ってみようという決めること自体も、一つの自己決定だと思うのです。

その一歩踏み出させる、決意をさせる方法というのは、いろいろだと思うのですが、先程説明しました、少年院の最善の利益を考慮した処遇と、ほぼ同じなのではないかと思われます。

「(不登校であったり、就職できなかったりしたとしても、そういう若者だとしても) 君は決してダメ人間ではない、一人の人格を持った人間なんだから、自由に意見を言ったり、自分の人生を自分の思いどおりにすることもできるし、それをしていいんだ。」というところを認めなければ始まらないと支援団体の方が言っています。そうした中で、「・・・趣味に使うお金も無くなっちゃったし、何でもいいんで、働いてみようと思ってんだよね。」のようなことを若者が言ったら、支援団体の協力事業者で、アルバイトから始めてみる、3日位経ってやはり無理だ、じゃあ、次は、ここにバイトに行ってみようかな・・・みたいな、トライアル的に始めて、うまく行けば、一般就労に繋がると。こんなことをやっているそうです。

スライドの下の方にちょっと書いてありますけれども、こういった自己決定能力を適切に形成するように配慮することというのは、おそらく、全ての困難を有する若者支援に適用されるものであって、支援のベースになるものではないかと思っています。自己決定能力は全ての権利の基礎である自己決定権をさせる根源的な能力の一つであって、被支援者の権利、人権にも関わるものであるから、支援モデルの一つを考えるとときには、これはベースとして良いのではないかと考えます。

次、スライド13です。困難を有する若者というのは、やはり何らかの発達の課題を持っていて、それが原因となって、生きづらさに繋がっているといわれています。例えば、そういった発達上の課題を持っている若者の特徴としては、例えば、締め切りを守れないといった傾向がありまして、こうした傾向や悩みは対人関係に支障をきたし、周囲の人と軋轢を生じたりします。際限なくお金を使ってしまう傾向もあるといえます。この場合は、生活が破綻してしまいます。実際、居住支援をやっている若者支援団体の方の話では、アルバイトで稼いだお金を全部ゲームの課金に使ってしまう若者もいるので、お金の管理なんかも一緒にやっていかなければいけないと聞いたことがあります。そうした若者の背景には、発達上の課題みたいなのがおそらくあるのではないかと思います。そういったことから、発達上の課題を有する若者を支援するには、発達上の課題を有する者の特性の理解と対応(スキル)が必要なのではないかと思います。

スライド14です。調査研究では、18歳前後で、国による、或いは地域支援、自治体の支援策が薄くなっていくことが確認されています。これは、若者支援等々の世界では、「18歳の壁」と言われます。こうした18歳の壁があるので、支援の在り方としては、例えば、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援地域協議会の子ども・若者支援調整機関に対し、支援する情報を提供するとか、また、子ども・若者総合相談センターが、要対協の構成機関に加わることにより、子

ども・若者総合相談センターが、子ども・家庭センターの方で対応している18歳未満のこどもを早目にキャッチする等、18歳に達した後も切れ目のない支援を行うことは考えられるのではないかと思います。そのほか、支援を必要とする者をキャッチするために、虐待貧困により孤立し、様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチによる食糧支援事業、校内カフェの開催、役所の中に相談窓口を置かないで、子ども・若者総合相談センターを民間支援団体に委託して、街中に窓口を設けて相談しやすい工夫や相談の敷居を下げるというようなことも、18歳の壁に対応する必要な上で有効ではないかと思われます。

今、触れましたが、虐待貧困により孤立し、様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチによる食糧支援事業は、こども家庭庁在勤時に、当職の担当において立ち上げた事業なのです。しかし、あまり執行率が良くないのです。各自治体があまり手挙げてくれません。各自治体では、コロナで、バイトができなくなってしまう、困っているという若者たちに食糧支援をしていたことがありましたが、この事業の狙いは、食糧等の配布をすることだけではなく、食糧等の配布を通じて、食糧等を取りに来た若者で、ちょっと顔色が悪そうな若者については声を掛け、「どうしたの?」、「大丈夫?」、「何か困ったことでもある?」、そういうのをきっかけに相談支援に繋ぐようなことをやっています。校内カフェなんかもそうで、学校の中で、何か雑談して、ジュースを飲んだり、お菓子を食べながらおしゃべりしているだけだろうみたいな意見もあるかもしれませんが、あれも、そういうやり取りの中で、生きづらさを探り、相談支援に繋げることを狙いとしています。若者たちにとって、相談はやはり敷居が高いですからね。こういうのがやはり必要だと思います。

そのほかの支援の在り方としては4つ目ですけれども、表出した困難は氷山の一角だということです。移行期の子ども・若者の困難性やその背景は様々であり、かつ、複合的であって、若者の状況によって支援の入り口も関わりのプロセスも様々であると指摘されています。子ども・若者総合相談センターは当該若者が有する困難を解消するために、地域若者サポートステーション、いわゆる「サポステ」やひきこもり支援センターと密接に連携して、支援機関につなぐことに加え、例えば、生活保護の申請とか、療育手帳の取得等の既存の大人期の支援についても支援者が一緒に行く、申請書の書き方の教示、支援窓口への連絡、面接の同行等の伴走型できめ細かい支援が必要になるのではないかと思います。

これまで述べてきたとおり、困難を有する若者特有の支援というのは、支援内容そのものに独自性があるのではなくて、支援の方法とか、その在り方にその独自性を見いだせるのではないかと思います。自己決定能力の適切な形成、発達上の課題に配慮し、移行期にあること、複合的な困難を有することを踏まえ、各種困難に応じた支援につなぐことです。伴走型できめ細かい対応が基本であるということは、調査研究等々からも明らかです。以上をまとめると、困難を有する若者特有の支援というのは、「伴走型できめ細かい対応を基本とした上で、自己決定能力の適切な形成、発達上の課題等へ配慮し、移行期や複合的な困難を有することを踏まえ、各種困難に応じた支援への繋ぎ等を行うこと」と思います。

最後です。困難を有する若者特有の支援が必要であるというところを話しましたので、最後の支援体制の整備等について、お話をしたいと思います。困難を有する若者支援には、やはり手間と費用が相当かかると思います。若者についての理解もあって相応の対応ができる人材というのが必要だと思います。また、困難を有する若者支援としてやるべきことが明確になれば、つまり、こういう支援が、若者支援であると明確になってくれば、行政の窓口にある部署が、片手間にやるということも難しくなって、支援は、フットワークも軽い民間支援団体の力を借りること、そうした支援団体に業務を委託するということが多くなるのではないかと考えております。各自治体から、子ども・若者総合センター業務を委託された民間支援団体が、いくつかの事業と一緒に受託して運営することによって、他の関係機関と必要な支援につないで、それぞれ事業の限界を補って、穴のない連携した支援体制を構築して対応する、いわゆる居場所と相談と支援が

一体化した、困難を有する若者支援の拠点となるのが、子ども・若者総合相談センターの基本的な支援体制の在り方になるのではないかと考えています。国は、早めにこういう支援とかその在り方を、通知か何かで、明確に実際やはり示すべきだと思います。それによって、自治体の方でも、そうなんだ、こういう支援を必要とする若者がいて、こういう支援が必要で、こういうやり方がやはり必要なんだと思ってもらう。確かに若者はマイノリティであるかもしれないけれど、こういった支援が必要なんだというのを理解していただき、予算措置がなされていないけれども、既に122の自治体が一応作っていますので、うちの自治体でも、若者支援団体による子ども・若者総合相談センターを創設してみようかなというようになればいいなと考えています。それには、まず、国の方でそれを示さなければならない。いろいろな批判されるかもしれないが、やはり、覚悟を決めて、そこを示さないといけないと思っております。

本日は、少年院在院者の特性やこれに対する少年院の対応、そして、その限界について紹介しつつ、非行と困難が地続きであること、その困難を抜本的に解消または縮小化していくためには、若者特有の支援というのが必要なのではないかという意見を述べさせていただきました。まとまりがありませんでしたが、児童福祉審議会社会環境部会の皆様の議論に少しでもお役に立てれば、光栄でございます。以上で終わります。ありがとうございました。

（渡邊部会長）

上野院長は少年院の現場や行政での豊富な経験の他に、少年院法、また少年法でなぜ公権力が若者に適切な介入をしていくべきか、その正当化についての基本的な考え方などの、優れた論文も公表されている、研究者としても大変素晴らしい背景をお持ちの先生でございます。実務や研究者、どのような立場からでも、上野院長は皆様からの質問にお答えいただけたと思います。ご質問等ありますでしょうか。

（いそもと委員長）

お話を伺っていて、子ども・若者総合相談センターの重要性というものを感じたところですが、神奈川で1カ所ということですが、これを増やしていくには、もちろん予算措置も重要かなと思っておりまして、その辺の国の方、こども家庭庁の状況とか、こういうふうにやると伸びていくのではないかなど、アドバイスをいただけますでしょうか。

（上野院長）

こども家庭庁では、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援地域協議会の機能向上・設置促進に向けて、例えば、先進自治体職員の話聞く、助言等を受ける、あるいは、それを立ち上げることに尽力した専門家や有識者の意見を聞くとか、そうした自治体の取組に対する費用を負担すること等を行っております。

（渡邊部会長）

これからも声をあげていく、国に要望していくことが重要なのかと思います。若者支援の総合センターについて、感想めいたものですが、総合の対義語では縦割りなんてことになってくる。これまでも若者支援、青少年支援について各部門、特に行政なんかも自分が所管する業務についてはかなり一生懸命にやってくださっている。それについて背景にある問題と重なるものがある、総合センターの設置などを求められていく動きになったと思うのですが、いろいろな困難を有するという話があり、神奈川県では総合センターは一つということで、総合センターをつくる難しさというのは、行政としてそのような場所をつくる難しさは、院長のご経験などからいかがでしょうか。

（上野院長）

まずは、何をすべきなのか、どういう人たちというのを、賛否いろいろあって、いやそうじゃないと言う人とか、専門家とかいろいろ出てくると思うのですが、そこはちょっと批判があっても、明確に打ち出してみるというのが、国の施策としてはまず一つあるのかと思います。

（小川委員）

公立中学校長会の小川と申します。中学校の校長をしています。本当に貴重なお話をしてくださりありがとうございます。2点質問させていただきます。

少年院の職員の皆さんが子ども・若者に対して一人の人格者として対応するとか、価値を押し付けるのではなく話を聞いて、最終的には、君はどうするというような自己選択をさせながら、そういったことを日々繰り返しているという話を受けて、やはり中学校もいろいろな子どもが実際にいて、話を伺いながら、少年院に今すぐ行くわけではないけれども、そういう心配がある子であったりとか、やはりそういう子に共通の自己肯定感が低いとか、人間関係を昔のようにうまくつくれない部分も、もちろんあるし、家庭の教育力がなかなかなくて、保護者に言っても変わらないという状況の中で、そういう接し方というのがとても大切なのかと、要するに少年院の職員だからというものではなくて、中学校の教員とかも、そういう頭ごなしとか、価値観を押し付けるのではなく、やはりそういう姿勢をもっていることが大事なのだろーと感じています。ただ人数が多かったり、日々いろいろな子に、いろいろなことがあるので、なかなか一人一人に時間をかけていられないという難しい状況の中で、もし、中学校の教員であればその辺の大切なことは、しっかり押さえながら、どのような対応をするといいのか、アドバイス、ご助言をいただければと思います。

もう1つは、やはり、いろいろな機関との連携というのは学校としても大切であるし、逆に言うところ、そういうところが、それぞれが本気になってやれたらもっと上手くいくのかなと思いつつも、ケースによって例えば児童相談所とか市の子ども家庭課と相談はするのですが、そこが深まらなかった。或いはケースによって警察になると事件にならないと対応が難しいとか、少年相談保護センターですとか、精神的なものは例えば精神科のお医者さんとかいろいろなところと連携を取ろうと思って当たるのですが、なかなか上手く連携が取れなかったとか、そこはケースが多くて手が回らなかったり、学校でやりながら、そこだけで行き詰ってしまうという声も聞こえたりする。本当に子ども・若者総合相談センターができれば、いろいろアドバイスをもらえたりするのかなという感じはするのですが、実際そこは逆にいろいろな市ですとか、地区にできるまでは大分時間がかかるというお話もあったので、それはすぐにはできないのだけれども、こんな連携の仕方をしていくといいかという、漠然とした質問で申し訳ないのですが、アドバイスをお願いいたします。

（上野院長）

先ほど、ちょっと説明しなかったのですが、収容定員100名のところ、当院職員は62名となっております。よって、在院者一人一人寄り添っていろいろできると思っております。その生徒と正面から向き合うということが一番大事で、彼らは、子どもたちはそういうことを敏感に感じますので、この人は本当に考えてくれているのかとか、それから発達の課題を有する生徒が結構いると思うのですよね。診断が全然ついてないと思うし、親御さんの自覚もないし本人も自覚ないと思います。ただ、びっくりするようなこだわりがあることもあります。それはもうしょうがないですよ。在院者にも、本当にびっくりくらい、何でここにこだわる？、何でここで激高するのか？、びっくりするようなことがあるのですが、こうしたことを当たり前だと思って、学校の先生たちも生徒と接したほうがいいと思います。何かそれを否定したり、普通はこうなっているといたり、そういった言い方をしないで、「どうした？、どうした？、君らしくないね。」みた

いにやっていく。頭の隅に置いて、接するのが今の時代はいいのかなと思っています。

子ども・若者総合相談センターが各地域、市町村レベルにもできるといいと思うのですが、ないよりもあった方がよく、神奈川県に一つあるので、そこに相談する手はあります。それから少年鑑別所というのがあって、別名が、法務少年支援センターというのですが、非行のことを含めて相談するという手段もあるかもしれません。また、連携を妨げることになる個人情報の取り扱いとかあるのですが、個人情報については、私も経験がありますけれども、要は、やりようだと思います。そのままの資料が出せるわけではないので、当たり前ですが。出せない個人情報がある人がいるのだったら、例えば、学校で支援会議みたいなものを立ち上げて、関係者に集まってもらい、口頭で行うのがよいのではないかと思います。なかなかシステムチックにいかないところがあるので、泥臭くなんかやっていると、なんかそのうち、いろいろな人が協力してくれるということになり、道は開けると思います。最初は、小さな雪の塊が、雪だるま式にだんだん大きくなるような感じで、支援の輪が広がって行くものと思っています。

(岸委員)

青少年指導員をやっています岸と申します。久里浜少年院は我々の知識の中で、大変な生徒さんが多いということで、それに携わって30年ということで、久里浜の院長はいかつくて高圧的な怖い方なのかと思っていましたが、そうでもなくて、生徒さんに寄り添って優しく、いろいろ考えてくれる素晴らしい院長だと、お話を受けて思いました。国も、少年院の運営を、そういう方にお任せしているので、国もまだまだいけるのかなと感じました。そのような中で、困難を有する若者を、我々、青少年指導員として直接というか、携わるというか、関係をもっているのですが、青少年指導員は教育者や自治体でもなく、補導や指導する権限もなく、ほんわかした形で青少年に携わっている。最近までは、結構我々がイベントを打って、青少年を集めて、その中で話を聞くということだったのですが、最近はそればかりではなく困難を有する若者、社会の歪とか格差の問題とかいろいろあって、今は逆の形で青少年の意見、悩みを聴こうというベクトルで県の青少年課も動いていますし、地域でのイベントをやる中で、子どもに呼び掛けても集まらないので例えばSNS等を使って呼び掛けたりすると多少興味のある子が集まって、結構いろいろ悩み、自殺や虐待とか言ってくれるので、そこで、しっかり受けとめています。

専門的なことで恐縮なのですが、最近気になっているのは少年院在院者で、大人の刑務所では再犯をされる受刑者もいますが、大変な問題だとマスコミでもなっていますが、少年院では教育とまではいかないまでも道を示して、がんばってやっていただいておりますが、どうしても戻ってきてしまう、そういう生徒、大人がいると思うのですが、その辺を我々一般庶民は受け入れなければならないという立場もあるのですが、お話をいただければと思います。

(上野院長)

再犯というか、再入率というのを一応出していまして、例えば、少年院を出て、2年以内に、少年院に入ったという子は、9.1%で、少年院或いは2年以内に刑事施設に入ったという子が10.1%ぐらいです。出てすぐなので、少しコントロールが効いているので、低いんだと思います。また、5年以内で再入院した子は14.2%です。少年院にまた入った或いは年齢が超過して大人になった者もいるので刑務所に入っている子が21.2%、大体20%弱ぐらいが少年院あるいは刑務所に入っています。それ以外はうまくやっている。刑事施設出所者だと、もうちょっと高いと思います。再入院、再非行をしてしまう原因というのは、いろいろあります。そこに本腰を入れてやっていかなければいけないと思っています。

久里浜少年院は、非行性の進んだ少年を収容しておりますが、大人として、男として、自立しなければならないとか、男の意地を見せろとか、割とそういう文化が残っています。逆に、誰かに相談したり、誰かに頼ったら負けというような、そういう誤ったメッセージが、在院者たちに

伝わってしまっているのではないかという心配をしております。大事なのは、やはり困ったときには誰かに相談する、手を差し伸べてくれている人、本当に大事にしてくれる人の手を簡単に離さないことが大事だと思うのです。

そのために何をやるべきなのかというと、一つには、やはり今、久里浜少年院はどちらかというと、家に帰して、進学するか、就職するかというような、二者択一みたいなところがあるのですけれど、若者支援団体みたいなものに繋がられればと思っております。ただ、出院してから関わることは難しいと思います。そこで、少年院在院中に、そういう支援団体の人に関わっていただき、少年院の職員とは全く違う考えや価値観を持つ方に入ってもらうことで、在院者も、こんな価値観があるんだということに気づいてもらう。誰かに相談することは恥とか、男としてはダメな奴だとか思わないで、相談すること、弱みや悩みを打ち明けられることができる人間関係が大事なんだということを、いかに教えられるかというのが、再非行の防止とか再入率を下げることに繋がると思っております。それを地域のせいにするわけではないし、若者支援団体に押し付けるわけではないのですけれども、もうちょっと支援の輪の裾野が広がっていくと、さらに再入率が減るのではないかと思います。

当然、若者支援団体の支援が合わないような在院者もいると思います。「・・・ああいうところは嫌だ。」という在院者もいると思います。それはしょうがないです。それはしょうがないのですけれど、中には向いている在院者がたくさんいると思います。年代的に近いお兄さんとかお姉さんと話をしていて楽しいとか、無理して肩肘張って生きなくてもいいのかとか思うようになると、そういう再入率が低くなるのではないかと思います。

（佐藤委員）

少年院の取組をお話いただきありがとうございます。私も入所施設で働いてきたのですけれど、生い立ちの中で、愛情のある家庭の子とそうでない家庭の子で違うところ、非行をしようと思っていないところとか、非行率、ルールを破ったりとか、自分を見てほしい、子どもたちの自己表現が難しいのかと思いつつも、結局の家庭でも養育の難しさもあって、虐待はよくないが、親も一生懸命だったりする中で、お互いがそういう状況になる傾向があることもあるが、子どもたちが困ったら相談してほしいと伝えても、なかなか相談が難しい部分がある。我慢するか、こういうことが当たり前だとか、どうせ自分なんかとかという感じの捉え方が、どうしても生まれてきてしまうのかと考えてしまうところもあって、どうやって子どもと寄り添って、どうやって子どもと関係を築くか難しいと感じている。要は、そういう取り組みの専門的知識とか、職員の質の向上って言われる部分を含めて、ご家族への、少年院に入った際の周辺への支援、サポートというか面会だったりどうしているか。先程お話されていた進級制度、個別進級的な支援目標、計画、取組の作成プロセスとかどのように現状としてあるのかお話をいただければと思います。

（上野院長）

親ガチャという言葉も流行りましたが、まさしく、親御さんがしっかりしているというか、ある程度、良識的な人であると、こどもが多少挫折しても、リカバリーができると思うのです。ところが、親御さんの中には監護能力のない方や親御さん自身も社会的弱者ということであると、こどもが挫折したときに、リカバリーすることができません。

“保護者等に対する協力の求め”という取組では、いろいろなことをやっています。例えば、少年院では行事に参加させるとか、その保護者と面談すること等をしております。親御さんの中には、とんでもないところに入ってしまったと不安に思っている方もいますし、いつ息子は帰ってきてしまうのかと心配することもある。新入時の保護者会で、少年院での生活を詳しく説明したり、出院時の保護者会では、その在院者の成長振り等を伝えて理解してもらうこともしており

ます。ただ、やはり申し訳ないのですけれどダメな親御さんもいます。その場合は、切り離すべきものは切り離すこととしております。

進級制度の話ですが、3級、2級、1級と進みますが、11か月間のプログラムだと、最初に2か月、7か月、3か月と期間を区切って、その期間の改善の度合いを確認しつつ進めております。進級も、別にテストとかするわけではなくて、その少年の全人格評価みたいなものです。個人別矯正教育目標、段階別教育目標があって、この目標が達成できたどうかをチェックして、その評価をまずは個別担任が行って、その寮には5、6名の所属職員がいますので、その中で個別担任が行った評価結果を揉んで、その結果を各寮の代表である主任が集まる会議に持ち寄って検討し、最後に、院長が出席する審査会において検討して決まります。

在院者は進級をかなり気にしていますので、悪い評価がついたときの対応の方が難しいです。個別担任が説明するのですが、評価項目が7項目あり、ここがダメで、総合評価がDになってしまったのだけれど、ここの項目はよかったよと話して、次は頑張ろうと動機付けを図る等をしております。一定の人間、理想的な人間像等の型があり、全員がそれを目指しているのではなくて、それぞれの目標が、個人別矯正教育計画に記載された目標は、それぞれの在院者で違うので、他人と比べるのではなく、自分がどこまで成長できたのか、どこまで成長できているかということで評価をつけていますので、何か究極の多様性というか、そんな感じでやっているのが、少年院の処遇です。

（傍聴者（深町委員））

厚生労働省の研究機関で、若者の就職支援、調査をやらせていただいている者です。相談になかなか結び付きにくいというか、そこが大変だと実感しています。相談センターには大体、女性が行って、男性が行かないという調査もあり、実際にかなり敷居を下げないと相談センターを用意してもなかなか相談にいかない、アウトリーチできる人が必要で、それはそれで重要なのだろうと思っていますが、相談に携われるような、全方位見渡せる人材をどういう形で育成するかが課題になっており、ただ相談ができるだけでなく、気配りができる、周囲の状況も見渡せて、適切な場所につなげる、そういう人材をどうやって育成していくのか。おそらく課題になっていると思うけれども、少年院の職員はかなりのマインドをもって接していますが、そういう職員を養成していくにあたって工夫されているプログラムとか、お感じになっていることで結構ですのでお伺いしたいです。

（上野院長）

職員育成ですけれども、少年院の教官で拝命しますと、大きく分けて3つの大きな研修（宿泊を伴う集合研修）があります。最初は、拝命当初は基礎科研修で、その5年後に応用科研修があって、幹部になろうとしている方は高等科研修があります。基礎科、応用科は3ヶ月間の研修で、矯正研修所と各支所の研修所、そこで、例えば、基礎科研修では、基本法令とか、対人スキルとか、発達上の課題の対応とか、そうしたことを教え、学んでおります。5年後の応用科研修では、ある程度、実務経験を踏んでおりますので、知識の付与だけではなく、より実践的な研修を受けることになります。そのほか、3つの研修のほかに、個別のテーマで、専門的な技能を学ぶ研修等も実施されております。また、法務教官の気質ではないのですけれども、研究しながら実践するというのが、やはり根っ子にあります。自己研鑽は、割と皆さん熱心にやっていて、自腹でお金払って、動機付け面接法を学ぶセミナーに通ったり、何か資格を取ったり、陶芸教室に通ったり、ブラジル語とかタイ語とか、自分で積極的に学んだりしています。また、在院者の本音を話させるようにするのかというのは、実際の処遇において経験を積むしかないと思います。そこは、例えば、少年指導の上手い先生から話を聞いたり、あの先輩職員の指導の秘密は何だろうみたいな感じで、先輩職員の指導を注意深く見たりして、学んで行きます。

一方、若者支援団体の方というのは、なかなか、少年院職員のような研修やスキルを身につけるという機会はないと思います。そこで、内閣府時代からやっていたのですが、現在は、こども家庭庁が引き継いで、アウトリーチ研修、こども・若者育成支援研修を実施しております。全国の自治体を通じて募集をかけて、代々木のオリンピックセンターがありますが、そこで3日間ぐらいの研修を開催し、例えば、先進的な若者支援を行っている支援団体の方、若者支援の専門家に講演をしてもらったり、参加者同士のグループワークをしたりしています。本来ならば、全国1,740自治体に、子ども・若者総合相談センターがあると、（民間の支援団体に委託しているとしても、自治体が直営で運営しているとしても）同センターの職員に対する研修を実施し、支援者の育成を計画的に行うことにより、若者支援をより充実させていけるので、若者支援体制も盤石になると考えます。

※次回日程 11月中旬頃

以上